

連濁に対する（見かけ上の）反例

高 橋 直 彦

0. 摘 要⁽¹⁾

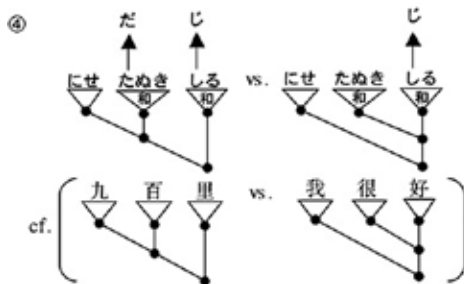
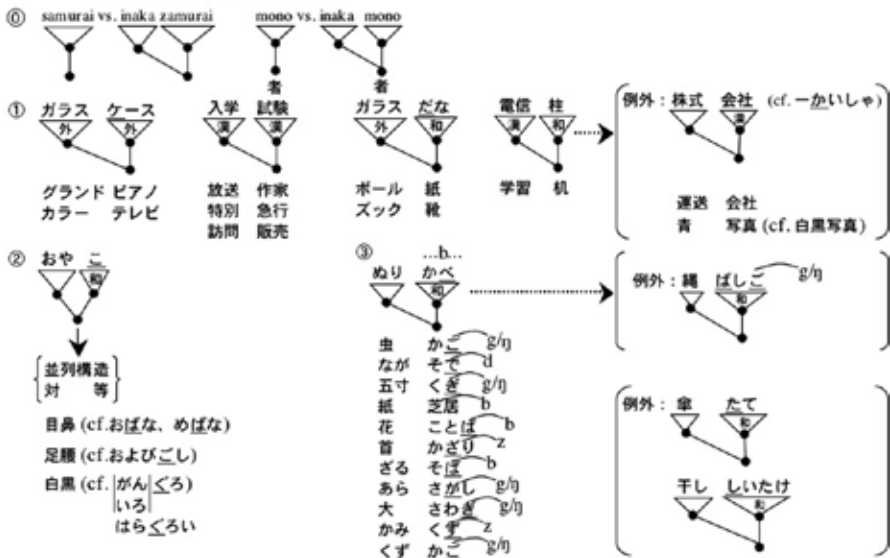
日本語には、複合語後部成素初頭の清音が濁音として具現する現象（いわゆる連濁）が観察されることが指摘されている（e.g. 田舎 + 侍（さむらい）→田舎侍（-ざむらい））。加えて、連濁を阻止する制約もこれまでに幾つか指摘されている（つまり、連濁が適用されない場合にも、連濁の適用不可自体を司っている副次の一般則があることが明らかにされている）。そして、かかる阻止制約のいずれにも抵触しないにも拘わらず連濁が見られない事例に関しては、これを例外視するというのがこれまでの慣例であって、立場によっては、連濁には例外が多過ぎるため語彙項目ごとに連濁適用の可否を個々に指定するという方策が結局は早道である、とさえ言われることがある。本稿では、こうした見解で云われる例外というものが、真の反例と見かけ上の反例とに大別され、かつ、真の反例と呼ぶべき事例は想定されているよりもごく少数であることを指摘し、併せて、そもそも、伝統的な文脈で云われる連濁の例外という概念そのものが、連濁という現象の本質を基本的に見誤ったこと——全体的視野を欠き、機能主義的観点を看過したこと——に起因することを指摘する。

(1) に本稿全体の論の展開と結論とを図式化しておくので、随時参照されたい。因みに、(1A①, ③)の[±有]の「有」は「有声音」の略、①の[+和]の「和」は「和語」の略である。(1A⑥)および(1C)が本稿で主張したい点である。1節では、連濁に対する阻止制約として伝統的に指摘されてきた諸制約を見る。これを承けて2節では、かかる制約に照らしてもなお説明がつかないとされてきた連濁に対する例外を見る。3節では、2節での例外扱いの多くが基本的に連濁の本質を見誤ったことに起因すること、そして、もっと広い視野を見据えた機能主義的観点から連濁現象の存在理由（raison d'être）を捉え直すとき、真の反例はこれまでに想定されてきたよりも少数であることが判明することを指摘し、連濁（を始めとする言語現象）に対する機能主義的観点に基づくアプローチというものの重要性を指

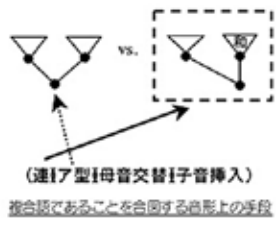
(1) 本稿で論述したトピック自体は、インフォーマルな形のものも含め、既に1990年より、筆者担当の大学での授業や学会での口頭発表といった機会に折りに触れ公にしてきたものである。とりわけ授業の場では、データのもつ言語学的な意味合いを考察することに加えて、「発想のための図式化の重要性を考える」という文脈で言及をしてきたという経緯がある。以下のページにアップした図式化の例も参照されたい。<http://raspberrys.jp/chart_e.g.html>

(1)

- (A) ① [±有]の対のある音の[-有]→[+有] (=「連濁」の定義 (の一部))
- 連濁絡みの因子：
 ① 右側要素/後部要素が[+和]
 ② 意味的に前・後部要素が対等でない (=後部要素が主要部)
 ③ 後部要素に、[±有]の対を成す音のうちの[+有]の子音が含まれていない = Motoori-Lyman's Law
 ④ 「枝別れ制約」も関与
 ⑤ 一定の「項構造」を区別する必要性/有効性も関与
 ⑥ 機能主義的観点の重要性



- ⑤ 項構造：手書き vs. もの書き
 ⑥ 機能主義的観点の重要性

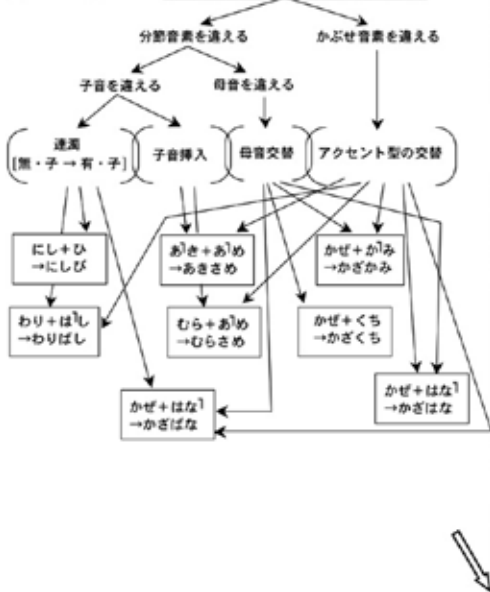


(1) 連+A型	わらい+こど	→	わらいごと
	くさ+はな	→	くさばな くさばな
(2) 連	わらい+こど	→	わらいごと
	にし+ひ	→	にしび
(3) A	あさ+ひ	→	あさひ: 例外ではない
(4) 無変化	あさ+ひ	→	あさひ
	ゆう+ひ	→	ゆうひ
	ほし+しいたけ	→	ほししいたけ
cf. にしび ゆうひ あさひ (日差し) (太陽) (太陽)			

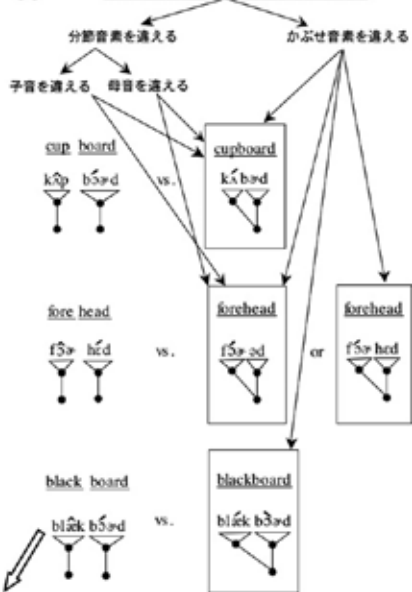
(B) ところで、なぜ英語には「連濁」がないのか？

<p>連濁 ・不思議</p> <p>英</p> <p>cf. pig - big cap - gap try - dry pack - back backpack sack - zack rucksack {[ɪ]} {[ʊ]}</p> <p>漢： { 店屋物、冊子、支店、堅固、私有、分別 電話、雑誌、辞典、言語、自由、分別</p> <p>外： { k... - カレッジ、タイピング typing、パス、ビル、ボール g... - ガレージ、ダイビング diving、パス、ビル、ボール</p> <p>漢： } [[±有]...] → { 「これは、 外： } 連濁したら、紛らわしい... }</p>	<p>和</p> <p>[[一有]...] vs. [[±有]...]</p> <p>ひと はな やま おに あめ くも そら みず つち</p> <p>和： 連濁がおこってもまぎらわしいことにはならない ∴ばな、ぞら：もともとない</p> <p>∴簡単に「はな」「そら」と結びつけられる (cf. hot cake, backpack, rucksack)</p>
---	---

(C) 日 連合語であることを合図する音形上の手段



英 連合語であることを合図する音形上の手段



日英両語は表面的には全く別の言語に見えるが、それは正しく表面上のことで、
実は深いレベルでは人間言語として結局似たようなことをしている。

連合語であることを合図する音形上の手段として挙げた (A⑥) = (C) に関する補足：

- 「母音交替」は「転音」とも言う。
- 「子音挿入」は「母音挿入」と併せて、包括的には「音韻添加」と言う。
「ましろ」→「まっしろ」 (「子音挿入」)
「しか」→「しいか (詩歌)」 (「母音挿入」)
「まあか」→「まっか」 (「子音挿入」+「母音脱落」)
- (A⑥) = (C) で割愛した他の手段として、以下のものもある。
(a) 音便 (「行きて」→「行って」) (cf. 泉橋 (1995))
(b) 高踏変音 (「はたあし」→「はだし」)
(c) 音韻融合 (「かりうど」→「かりゅうど」)
(d) 濁声 (「三位」, 「天皇」) (「鼻高挿入」 (「子音挿入」の一種))

摘する。なお、連濁についての通時的考察（連濁が歴史的にどの時期に現れ、連濁出現の契機となった音声的なメカニズムはいかなるものであったのか、等）は本稿の直接の関心事ではない。ただし、「通時態」と（「通時態」と似て非なる概念たる）「文法間規則」との間の概念的異同の問題については、後程、論の展開上一部触れるところがある（4. 補説）。

1. 連濁阻止制約

日本語には、(2) に見るように、複合語後部成素初頭の清音が濁音として具現する、いわゆる連濁が観察される⁽²⁾。

- (2) a. /k/ → [g]/[ŋ] : 他人 (ひと) + 事 (こと) → 他人事 (-ごと)), etc.
 b. /s/ → [z] : 田舎 + 侍 (さむらい) → 田舎侍 (-ざむらい)), etc.
 c. /t/ → [d] : 両 + 隣り (となり) → 両隣り (-どなり)), etc.
 d. /h/ → [b] (/p) : ゴミ + 箱 (はこ) → ゴミ箱 (-ばこ)), etc.

さらに、この連濁（という仮説）には、これを阻止する制約（補助仮説）が幾つか存在することもこれまでに指摘されている。これには少なくとも(3)に示す制約群を挙げることができ。McCawley (1968), Otsu (1980), Ito & Mester (1986), Vance (1987, 2008), 内海 (1998), Tsujimura (2006) 等を参照されたい。上山 (1991), 大津 (2004) には、非常に分かりやすい形での導入的な説明が見られる。（因みに、これは科学的な仮説構築という営為一般に当てはまる点だが、ここに挙げた連濁阻止制約群 = 補助仮説群でもって全てが尽くされているのか否かは、現段階では（さらに言うなら、原理的にはいつまでも）実は分からないのであるが、この点の本稿全体の結論を根底から覆す因子とはならないことは、論の展開に伴い、了解頂ける筈である。）

- (3) i. 語種の違いに基づく制約 (cf. (1A ①))
 ii. 意味の違いに基づく制約 (cf. (1A ②))
 iii. いわゆるライマンの法則 (cf. (1A ③))
 iv. (右) 枝分かれ制約 (cf. (1A ④))

(2) a が [g] [ŋ] いずれで具現するかには方言差等の因子が絡むが、本稿では立ち入らない。また、d が [b] [p] いずれで具現するかにも複雑な因子が絡み、同じく立ち入らないが、連濁というとき、通常は [p] となるケースは除いて考える。いずれにせよ、こうした点を勘案しても分かるとおり、連濁は純粋な音声現象ではなくて、典型的な形態音韻現象である。

v. 項構造弁別の際の必要性/有効性 (cf. (1A ⑤))

以下、(1)と(3)とを行き来しながらもう少し具体的に見てゆくことにしよう。(1A ①)は、連濁が単なる「有声音化現象」と規定されるものではなく、「対応する有声音の片割れ(=濁音)が存在する無声子音(=清音)が有声音化(濁音化)する現象」である旨を述べたものである。「田舎者」の「者」の[m]は有声音だがそもそも通常 有聲・無聲の対立がないため(つまり、清音と対を成す濁音ではないため)この場合連濁とは見做されない訳である。連濁の「濁」は正しく濁音の「濁」なのである。(濁音は有声音の真部分集合を成す関係にある。)

因みに、これは次に述べる点とも関わるのであるが、(1B)の右に示す如く、和語では「濁音は語頭に立たない」という制約が存在するお陰で、「-ばな」=「はな」、「-ぞら」=「そら」という連合が容易に成り立つことになる。(こうした制約を持たぬ外来語・漢語では、それぞれ「(-) pig」≠「(-) big」、「(-) 店((-) ten)」≠「(-) 電((-) den)」等となってしまう。)

次に(1A ①)=(3i)を見よう。連濁は基本的に「後部成素が、語種の点で和語の場合に観察される」という語種制約をもつ現象である。「ガラスケース」の「ケース」は和語ではない(外来語である)ため、「ガラスゲース」にはならないし、「入学試験」の「試験」も和語ではない(漢語である)ため、「入学じけん」にはならない。(敢えて「入学じけん」と発音すると「入学事件」という別の意味の表現になってしまう。)「ガラス柵」「電信柱」は「柵」「柱」が和語であるため「-だな」「-ばしら」と定石通り連濁する⁽³⁾。

(1A ②)=(3ii)に移ろう。連濁には、和語であるという条件に加えて、「複合語の前部成素と後部成素とが意味的に対等な並列構造にある場合ではなく、後部成素が意味的に主要部である場合に適用される」という意味制約も課されることになる。(1A ②)に示した「親子」が「おや-ご」と連濁せず「おや-こ」のままであるのは、「親子」という表現においては「親」と「子」とが意味的に対等・並列の資格に立っているためであり、「子」が「親子」の意味的な主要部に立つ関係にあるのではないためである。(「おや-ご(親御)」さんという表現もあるものの、ここでの論点には当然当てはまらない⁽⁴⁾。)

(1A ③)=(3iii)に移る。これは「複合語後部成素に濁音が既に含まれている場合には連濁が阻止される」という趣旨の音韻制約である。発見(1894)者とされる Benjamin Smith Lyman (1835-1920) の名に因み「Lyman の法則」として知られる(が、この現象自体は既に本

(3) 和語か漢語かの違いは、漢字表記するか否かとは別次元の話である点に注意。「柵」「柱」は漢字で表記するしないに関わらず和語である。

(4) 連濁の話とは直接関わらないが、「親御さん」という言い方は、非主要部の「御-」が主要部に後続する(「-御」)という有標のケースとなっている。(ついでながら、住所表記にみる「(大)字-」は、逆に、主要部である「(大)字-」が非主要部に先行するという有標のケースである。通常は、「-番地」「-丁目」「-村」「-町」「-市」「-県」等、全て主要部が非主要部に後続する。)

居宣長 (1730-1801) によって指摘されているとされるため、本来「Motoori-Lyman の法則」と呼ぶべきものである)。また、かつては前部成素に含まれる濁音によっても連濁が阻止されていたと言われており、「なか+じま (中島)」vs. 「なが+しま (長島)」等の対立にその痕跡を見ることができる。(これは、「濁音の連続を嫌う」という音声レベルの因子が形態構造という因子を言わば凌駕した結果と把握することができる。)

次に、(1A ④)=(3iv) について。これは「複合語の構成要素たる形態素が3つ以上に及ぶ場合、要素間の結合順序の違いが連濁の適否に影響を与える」ことがあり、かかる違いは(1A ④)に見る如く「左枝分かれ vs. 右枝分かれの違いに帰するものとして図式化・一般化可能である」という趣旨の形態構造制約である。「にせ」+「たぬき」+「しる」は、<<「にせ」+「たぬき」>+「しる」>という結合順序の場合(左図)、定石通り(2度)連濁して「にせだぬきじる(狸ではないものを食材にした汁物)」となるが、<「にせ」+<「たぬき」+「しる」>>という結合順序の場合(右図)は、「にせ」と「たぬき」とが構造上相対的に離れてしまうためにそこでは連濁が起こらず、「にせたぬきじる(狸汁と称しているがそうではない汁物)」と1度だけ連濁する、という違いが生ずる訳である。(cf. Otsu (1980), 大津 (2004)) (なお、これは連濁ではないものの、北京官話の四声の「変調」(/三声+三声/→[二声+三声])にも基本的に同じ原理が働いていると考えてよい。「九百里」(左図)が[二声+二声+三声]と定石通りに具現するのに対して、「我很好」(右図)は[三声+二声+三声]と(変調が1度だけ適用される形で)具現する。ただし、興味深いことに、「我很好」をある程度以上の速さで発話した場合には[二声+二声+三声]と定石通りに具現することがある。これは、形態構造という因子を発話速度という音声レベルの因子が凌駕した結果と把握することができる。)

(1A ⑤)=(3v) について。「手書き (-がき)」vs. 「もの書き (-かき)」を比較すると、「もの書き」では連濁が適用されていない。上述(1A ①-④)=(3i-iv)のいずれをもってしてもこの不適用は説明がつかない。けれども、(次節でも指摘するとおり)これは単に例外視すべきものでもなくそれなりの謂れのある例外とでも呼ぶべきものである。後部成素に対する前部成素のもつ意味関係(=項構造)に着目すると、「手書き」=「手で [手段] 書くこと」vs. 「もの書き」=「もの(文章)を [対象/結果] 書く人」といった違いが浮き彫りになる。(cf. 内海 (1998)) つまり、連濁が前者で適用され後方で適用されないという形で連濁の適否そのものが、両者の項構造の違いを合図しているという、間接的ながらもある一定の意味弁別の役割を担っている訳である。

以上、本節では、連濁に対する阻止制約として指摘されてきた制約を概観した。これを承けて次節では、かかる制約に照らしてもなお説明がつかないとされてきた連濁に対する例外

を瞥見する。

2. 連濁に対する例外

本節では、前節で見た連濁阻止制約に抵触しないにも拘わらず連濁が見られない事例（これを「例外」視するのが従来の慣例）、もしくは連濁阻止制約に抵触するにも拘わらず連濁が見られる事例（これを「例外に対する例外」視するのが従来の慣例）を見ることにする。

まず [+和] が絡む (1A ①)=(3i) を見よう。「例外に対する例外」として後部成素が漢語であるにも拘わらず連濁を起こすものに「株式/運送会社 (-がいしゃ)」「青写真 (-じゃしん)」等がある。「-会社」に関しては、2点指摘すべき事項がある。第1点。和語 vs. 外来語・漢語という図式が厳密に史的事実に基づく概念というよりも日本語母語話者にとっての共時態の次元での（無意識裡の）意識に基づく概念であるという点である。換言するなら、重要なのは、「会社」という語彙項目が歴史的に漢語として採り入れられたか否かという事実関係の方ではなくて、この項目を現用している母語話者にとっての共時態レベルでの馴染み度の方だという点である。つまり、この項目は、既に和語に準ずる程に馴染みのあるものとして（無意識裡に）受け容れられてしまっているからこそ、和語同様の扱いを受けて連濁の適用対象となる、といった見方である。⁽⁵⁾第2点。第1点の傍証として、頻度は落ちるが「株式/運送会社 (-かいしゃ)」といった発音も聞かれる（cf. 「某 K&K」）という意味での「揺れ」を示す項目である点を勧告されたい。「-写真」に関して、2点指摘すべき事項がある。第1点は「-会社」の場合と同様の点である。第2点。第1点の傍証として、「白黒写真 (-しゃしん)」⁽⁶⁾ という「揺れ」も示す点。さらに、「青写真 (=じゃしん)」 vs. 「白黒写真 (-しゃしん)」の違いは、両者の枝分かれ構造の違いに帰すべきものと思われる。ここで1節の「にせだぬきじる」 vs. 「にせたぬきじる」の議論を想起されたい。両者の違いは、別の観点から見ると、「にせ」とそれ以降の部分との結びつきの緊密度と捉えることも可能である。即ち、仮にいま緊密度の違いを「にせ =」緊密度高い vs. 「にせ -」: 緊密度低い と表記することにするなら、「にせ =だぬきじる」: 緊密度高い vs. 「にせ -たぬきじる」: 緊密度低い、という図式が想定可能であろう。これと基本的に同様の違いが「青 = 写真 (=じゃしん)」: 緊密度高い vs. 「白黒 - 写真 (-しゃしん)」: 緊密度低いとの間に見られる、という訳である。

(5) これも連濁とは直接関わらないが、外来語としての語種意識が薄れて和語に準ずる扱いを受けた例として、特定の職業人が用いる「おビール」という言い方がある。「お-」は和語、「ご-」は漢語につき、外来語には何もつかないというのが原則である。e.g. 「お名前」「ご氏名」「ネーム（プレート）」

(6) 因みに、1節で述べた通り（cf. (1A ②)=(3ii)）、意味制約により「白黒」は「しろ-くろ」と濁音化しない。

その証拠に、「白黒 - 写真 (-しゃしん)」は写真の一種であって、(ほぼ)「白黒の写真」と言い換え可能な(相対的に「句」に近い)複合語であるのに対して、「青 = 写真 (=じゃしん)」は「青い写真」とは言い換えることのできない、全体がもっと熟した塊としての(典型的な)複合語表現であって、そもそも写真の一種ではない。

「株式/運送会社 (-がいしゃ)」「青写真」以外にも「例外に対する例外」はあるが、この点に関しては次節で触れることにする。

対等・並列という意味構造が絡む (1A ②) = (3ii) に関しては、制約がある意味素直に適用されるので割愛して、「Motoori-Lyman の法則」絡みの (1A ③) = (3iii) に移ろう。有名な例外は「縄ばしご」である。後部成素に既に濁音「ご」が含まれているにも拘わらず、連濁(「-は」→「-ば」)がだめ押し的に適用されるという意味で、「Motoori-Lyman の法則」が当てはまらない例、本節の初めて述べた「例外に対する例外」に相当する例である。これに対する扱ひも次節で述べる。

枝分かれ制約が絡む (1A ④) = (3iv) および項構造が絡む (1A ⑤) = (3v) についても、上で既に触れた点以外は次節で述べることにする。

3. 機能主義的観点の重要性

本節では、前節で見た伝統的な例外扱ひが基本的に連濁現象の本質を見誤ったことに起因すること、そして、広い視野を見据えた機能主義的観点から連濁の存在理由をあらためて捉え直すなら真の反例がごく少数であることが判ることを指摘し、連濁に対する機能主義的アプローチが重要であることを指摘する。

結論から述べよう。連濁の存在理由/機能を一言で述べるなら、要素 A と要素 B (前部成素と後部成素) が個々バラバラに並んでいるのではなく、全体で一つのまとまりをもったもの(複合語)だということを音形上合図する一手段、ということになる。ここで重要なのは、飽くまで一手段であるという点である。(1A ⑥) = (1C) に見る如く、複合語であることを音形上合図する手立てが日本語には実は複数個存在し、かつ、そのうちのどの一つ(もしくは複数)に依拠する形で合図しても原理的には構わない。連濁はそのうちの一手段であるに過ぎない。複数個の手段のうちいずれでも、複合語であることを合図できれば、それで目的は達せられるのである。従って、複数個の手段のうちただ一つ (= 連濁) のみに視野を限定し、その「適用・不適用」を事細かに云々しても、そのこと自体には実質的な意味はほとんどないことになる。

ここで、直感的に理解するために喩えを援用して考えてみよう。いま、ある工場で行なわ

れる作業行程として、2つの物体を何らかの手段で繋げて「1つのまとまり」にするような行程を想定する。その手段として（便宜上）以下の3つの選択肢があるものと仮定する。即ち、2つの物体を（A）鎖で連結する、（B）錠（かすがい）で連結する、（C）粘着テープで連結する、の3つである。さて、2つの物体が「1つのまとまり」になっていると見做されるための条件は、「（A）か（B）か（C）の少なくともいずれか1つの手段で連結されていること」である。もちろん、だめ押しのに複数の手段で連結されていても構わない。（つまり、包括の「または」 = inclusive ‘or’ の世界である。）いずれにせよ、いまの場合、少なくともいずれか1つの手段で連結されてさえいけば「1つのまとまり」と見做されるには事足りる訳である。このような状況下で、全体の中からたまたま（A）以外の手段で連結されているものを敢えて取り出してきて、「これは（A）という手段を使っていないではないか。（A）手段使用の例外だ」と言挙げしたところで、実質的な意味はほとんどない。これと同じことである。

連濁の例外云々という伝統的な論議は、連濁という現象が（他の現象と協働しつつ）そもそも何故存在するのか（連濁の存在理由）、つまり、日本語の音体系の中で連濁という現象が（他の現象と協働しつつ）一体どのような働きをしているのか（連濁の職能）、その根本原理を見定めることができなかつたことの証左である。

さらに言うなら、連濁がこうした職能を果たすあくまでも一つの手段であって、同様の職能を果たす手段が他にも用意されているということは、考えてみるなら納得のいくことである。そもそも連濁には(3)に示したような適用上の制約が課される訳だが、このことは、とりもなおさず連濁のカバーする守備範囲が限られていることを意味するからである。つまり、まとまりであることを合図する手段が連濁のみであってはある意味逆に困ることになる。連濁の他にそれぞれ守備範囲を部分的に異にする複数の手段があることによって初めて、（まとまりであることを合図可能な）全体の守備範囲が広く確保されることになる。例えば、「村祭り（むら-まつり）」の場合、「-まつり」は[m]で始まるので連濁のしようがない。しかしながら、この場合、代わりに「アクセント型の交替」に依拠する形の手段に訴えている。「まつり」→「むら-ま¹つり」また、(1A③)の「紙芝居」は、「Motoori-Lymanの法則」のために「連濁」は阻止されるものの「かみ+しばい」→「かみし¹ばい」という形で「アクセント型の交替」を示す。(1A⑥)の右の(2)「わらいごと」は、「アクセント型の交替」を示さぬ代わりに「連濁」という手段に訴えている、…といった具合である。（こうした手段はそれぞれが単独で適用されるだけでなく、実際には言わばだめ押しのに複数個適用されても構わない。(1A⑥)の右の(1)「わらいごと」、(1C)の「わりばし」「むらさめ」等を参照。序説冒頭に挙げた「田舎侍」（「さむらい」→「-ざ¹むらい」）も同様である。）

以上を念頭に、ここであらためて、連濁にとっての真の反例と見かけ上の反例という概念

について考えてみよう。

(1A ⑥)の右の(3), (4)を参照されたい。「西日」(-び)は連濁するが、「朝日」(-ひ)は連濁しない。「朝日」は真の反例であろうか、それとも見かけ上の反例であろうか。仮に見かけ上の反例だとしたら、それはどのような意味で見かけ上の反例なのであろうか。まずそもそも、「西日」の「日」と「朝日」の「日」とは意味が違う。(cf. 内海(1998))前者は「(西からの)日射し」、後者は「(朝昇る)太陽」の意味で使われている。このことは、見方によっては、両者の意味の違いを前者は連濁適用、後者は連濁不適用という手段によって表し分けられていると見做すことも可能である。そう考えた場合には、「朝日」が連濁しないのは単なる例外ではなく、それなりの理由のある例外とも呼ぶべきものとなる。さらに、「朝日」には実はアクセント上「あ¹さひ」と「あさ¹ひ」という揺れが見られるが、少なくとも後者に関しては「アクセント型の交替」という手段(cf. (1C))を援用しているという意味で見かけ上の反例と見做して差しつかえないことになる。

連濁にとっての例外とされる「傘立て」(-たて)((1A)の右半ほど)は、真の反例か見かけ上の反例か。答は以下のようになる。「傘立て」は、純粹に連濁のこのみを射程に入れて考えた場合には例外と見做されることになるけれども、複合語であることを合図するための手段全体を視野に入れて考えた場合には見かけ上の反例と見做して差しつかえない。「アクセント型の交替」という他の手段を援用している(「か¹さ」→「かさ¹たて」)からである。⁽⁷⁾

では「干ししいたけ」((1A)の右半ほど, (1A ⑥)の右(4))はどうか。これには((1A ⑥)=(1C)の「連濁」も「アクセント型の交替」も「子音挿入」も「母音交替」もいずれも見られない。では、真の例外なのであろうか。しかしながら、これに関しても、発想を転換しつつ眺めるならば、見かけ上の反例と見做すべきことが判明する。ここで、後部成素ではなく前部成素の方に着目してみよう。「干し」はこの場合、「干す」の連用形そのものでもはやなく)拘束形態素になっている。A+BのAが拘束形態素ということはとりもなおさず <A+B>が「ひとつのまとまり」である、ということを述べているのと実質的に同じことである。その意味ではこの「干ししいたけ」も真の反例と見做す必要はないことになる。(同様のことは前パラグラフの「傘立て」の「立て」(拘束形態素)にも当てはまる。cf. 註(7).)

((1A ①)の右で例外とした)「株式/運送会社」について。まず「-がいしゃ」は語種制約に対する例外なのであって、「連濁」に対する例外ではそもそもない。次に「-かいしゃ」は語種制約により確かに「連濁」は生じていないが、「アクセント型の交替」が見られるという意味では見かけ上の反例と見做して差しつかえない。(因みに、「-がいしゃ」でもだめ

(7) いわゆる無アクセント方言の場合はどう考えるのか、という点に関しては、次パラグラフの最後参照。

押し的に「アクセント型の交替」を示している。）「青写真」「白黒写真」に関しても同様である。「-じゃしん」は語種制約に対する例外であって、「連濁」に対する例外ではそもそもないし、「-じゃしん」も「-しゃしん」も「アクセント型の交替」を示すという意味で見かけ上の反例である。

（(1A③)の右で例外とした）「なわばしご」はどうか。これは「Motoori-Lymanの法則」に対する例外であって、「連濁」に対する例外ではそもそもないし、かつ、「アクセント型の交替」もだめ押し的に示している点に着目されたい。

ことほどさように、従来例外視されてきたものは、そのほとんどが見かけ上の反例であることが判明する。そしてこの知見は、連濁（および協働する他の手段）の存在理由/機能をあらためて問い直すという機能主義的観点に基づくアプローチによって初めて得られた訳である。こうした観点は、連濁のみならず、実は、他の様々な言語現象の説明にとっても極めて重要な意味合いをもつことになるのであるが、ここでは本稿の範囲を越えるものとなるため、割愛せざるを得ない。

以上、本節では、従来例外視されてきた事例のほとんどが連濁現象の本質（存在理由/機能）に着目するなら見かけ上の反例と見做されることになるという点を見た。

4. 補 説

上では、連濁という現象をトピックにして機能主義的観点の重要性を確認した訳であるが、実はいまひとつ確認しておくべき重要な点が残されている。本節ではこの点にごく簡単に触れて本稿の筆を擱く。

筆者は1988年よりひな形（照合）方式という理論的枠組に依拠して研究活動を行なってきた（高橋（1995, 2000, 2005, 2009, 他））。そこでの主な主張は、いわゆる共時態のレベルでは「変更規則」は原理上許されない、とするものである。この変更規則禁止という条項と(2)に見る連濁という「変更規則」とはどのように関わるのであろうか。

この点を勘案するにはまず、「通時態」と「文法間規則」との異同、および「共時態」と「文法内規則」との異同を確認しておかねばならない。図式(4)を参照されたい。世に言う「通時態」が汎個人的で時間的スパンの大きな概念であるのに対して「文法間規則」は（通時態も含むが）加えて個人レベルの時間的スパンの小さな概念である獲得過程の各段階「間」の対応づけを規定する概念でもある。そして、ひな形方式に云う変更規則禁止という条項は、「文法内規則」（これにも、汎個人レベルの世に言う「共時態」と個人レベルの獲得過程の各段階「内」のレベルとがある）のレベルにおける「基底形」と「表層形」との対応づけを規

(4) <<http://raspberrys.jp/4.html>> にカラー版をアップしたので参照されたい。

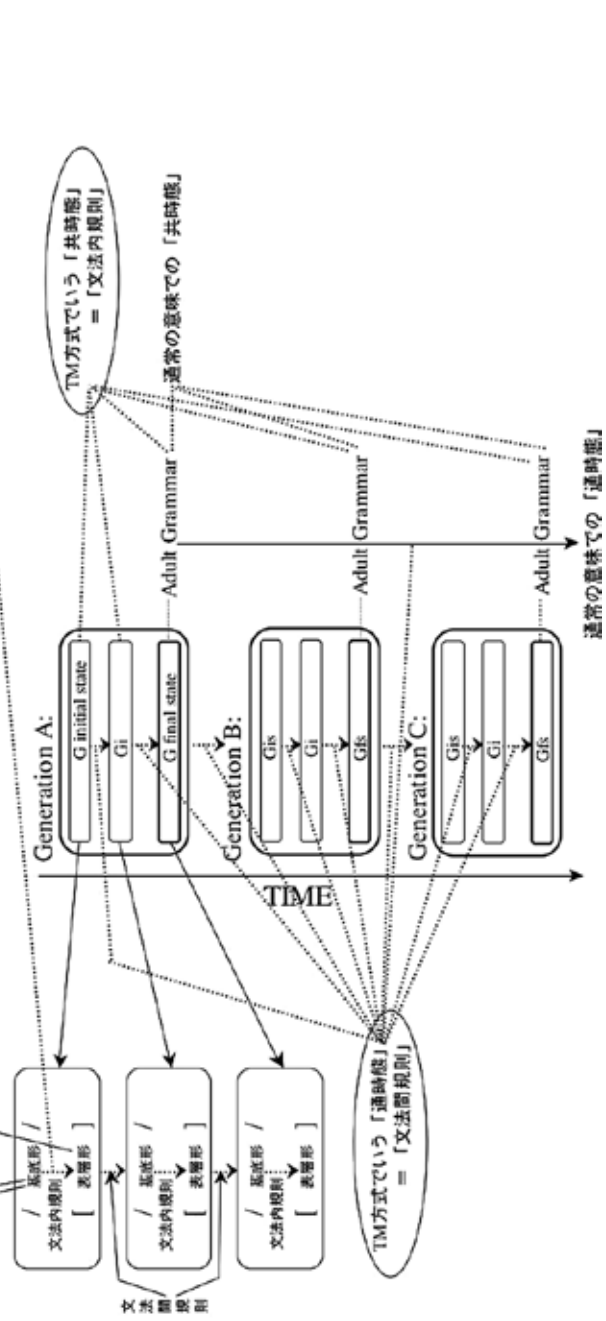
TM方式における理論構築・文法評価の際の作業原則（前論(1995)の(28)と基本的に同じであるが、用語のみ一部変えてある。）

(4) i. 通時態（＝「文法間規則」と共時態（＝「文法内規則」）とは峻別せねばならない。
 通時態（＝「文法間規則」）は基本的に「変更規則」を用いて規定されIP方式がなじむが、共時態（＝「文法内規則」）はIP方式はなじまない。
 即ち、共時体系（＝「文法内規則」）内の一般論としてはIP方式に「変更規則」（＝「書き換え規則」）を含んではならない。
 ii. 共時体系（＝「文法内規則」）は一見IA方式がなじむように見えるが、それは表面的なデータの整理の上でのことで、データを説明するためには、IA方式流に「置形態」を無原則に設定してはならない。即ち、特例（の原則が保持できない場合）を除き、「一つの意味に一つの形式」という原則を堅持せねばならない。

上の作業原則を実行可能なものとするため、次のようならもう少し具体的な作業原則を設定する。

(4') iii. i. の原則に則り共時体系内に変更規則（＝「書き換え規則」）を含まないようにするために、次の3つの原則を立てる。

a. 基底形に記載する情報は最少（minimal）でなければならぬ。
 b. 置形構造（置形構造・置形構造等）の「ひな形」がUGレベルと個別文法レベルで規定される。
 c. 基底形から置形構造を導く派生の引き金として、Avoid Void（＝AV）（「空白を避けてよ」）＝MATCH（「照合せよ」）という原理がUGレベルで想定される。これは「基底形をひな形に突合せよ、そして、ひな形に合致させるべく基底形の空白部分を避けてよ（避めよ）」という要請である。
 この原理のパラメーターの値が個別文法レベルで一定に組合わされて出来た操作群が、いわゆる個別文法レベルでの規則であるが、これは「指定規則」であって「変更規則」（＝「書き換え規則」）ではない。
 ひな形方式では、基本的に、こうしたひな形照合操作（template-matching process）の総体が派生（derivation）に他ならないと考える。



定する概念として位置づけられる。

連濁との関わりで述べ直すと、以下の如くなる。汎個人的な「通時態」vs.「共時態」レベルで言うなら、所与の史的段階 T_i で存在しなかった（連濁）複合語が史的段階 T_{i+1} で使用されるに至った場合、 T_i の文法 $G(T_i)$ と T_{i+1} の文法 $G(T_{i+1})$ とを関連づける規則は、汎個人的な「文法間規則」（≒「通時態」）ということになる。この場合は当然「変更規則」に依拠せざるを得ない。 $G(T_i)$ と $G(T_{i+1})$ とで「文法が（マイナーにせよ）異なっている」からである。しかし、汎個人的な「文法内規則」（≒「共時態」）である $G(T_i)$ と $G(T_{i+1})$ それぞれの内部では「変更規則」は禁止されることになる。

同様に、個人レベルの所与の発達段階 t_i で存在しなかった（連濁）複合語が発達段階 t_{i+1} で使用されるに至った場合、 t_i の文法 $g(t_i)$ と t_{i+1} の文法 $g(t_{i+1})$ とを関連づける規則は、個人レベルの「文法間規則」ということになる。この場合は当然「変更規則」に依拠せざるを得ない。 $g(t_i)$ と $g(t_{i+1})$ とで「文法が（マイナーにせよ）異なっている」からである。しかし、個人レベルの「文法内規則」である $g(t_i)$ と $g(t_{i+1})$ それぞれの内部では「変更規則」は禁止されることになる。

さて、では、汎個人的なレベルにせよ個人的なレベルにせよ「文法内規則」で変更規則が禁止されるとした場合、例えば(2)はどのような形で把捉し直せばよいのであろうか。詳細はまた別の機会（「-本」の交替現象（「-ホン」～「-ボン」～「-ポン」～）を扱った、現在あたためている論考）に譲るとして、基本的には、原音素的な抽象音を基底形として設定することにより「文法内規則」に「文法間規則」が混入しないようにするという作業原則に則って理論構築を行なうことになる、という点だけ予告しておきたい。（因みに、1節で触れた北京官話の「変調」も「変更規則」に依拠することなく定式化が可能である。また、(1C)の下「複合語であることを合図する音形上の手段として挙げた(A⑥)=(C)に関する補足」中の、下から4行目「(a) 音便（「行きて」→「行って」）」等も、高橋(1995)で論じたように、「変更規則」に依拠することなく定式化が可能である。）

最後に一点だけ。序説で「立場によっては、連濁には例外が多過ぎるため語彙項目ごとに連濁適用の可否を個々に指定するという方策が結局は早道である、とさえ言われることがある」と述べ、3節で機能主義的の観点に基づきこの考え方の非妥当性を指摘した訳であるが、もう少し中立的な述べ方をするなら、次のようになろう。連濁のみに着目してその例外を指摘し、語彙項目ごとに云々というのは確かに妥当性を欠くものの、複合語であることを合図する手段のうち、具体的にどれ（とどれ）が個々の語彙項目に実際に適用されてゆくことになるのか（汎個人的な通時態レベルであれ、個人的な発達段階間のレベルであれ）、という問題は、結局は、基本的に史的偶然の問題であって、その意味では「語彙項目ごとに」とい

う言い方は間違っていない、という点に留意されたい。その意味でも、註(2)に述べたとおり、連濁は総花的に適用される一般則ではない「形態音韻現象」なのである。(因みに、この辺りの論理に対する認識が基本的に欠如しているのが、最適性理論 (Optimality Theory) である。) 同様に、(3)に挙げた阻止制約にしても、これはこれまでに先人が発掘してきた立派な知見なのであって、無意味な一般化な訳では決してない。ただ、こうした個々の知見のもつ意味合いが真に理解され、活かされるためには、それぞれが理論全体の中で占める位置づけを機能主義的観点から押さえ直さねばならぬ、というのが本稿の主旨である。

参 照 文 献

- Ito, Junko & Armin Mester (1986) "The Phonology of Voicing in Japanese: Theoretical Consequences for Morphological Accessibility," *Linguistic Inquiry*, Vol. 17, No. 1, 49-73.
- McCawley, James D. (1968) *The Phonological Component of a Grammar of Japanese*, The Hague: Mouton.
- Otsu, Yukio (1980) "Some Aspects of Rendaku in Japanese and Related Problems," *MIT Working Papers in Linguistics*, Vol. 2, 207-227.
- 大津由起雄 (2004) 『探険! ことばの世界』, ひつじ書房
- 高橋直彦 (1995) 「現代日本語の動詞の活用」, 『東北学院大学論集 (人間・言語・情報)』第 110 号, 東北学院大学, 107-78.
- (2000) 「弾音の生起環境」, 『東北学院大学英語英文学研究所紀要』第 29 号, 東北学院大学, 67-114.
- (2005) 「英語の否定接頭辞 in-, un- の形態音韻論」, 『東北学院大学論集』第 142 号, 東北学院大学, 53-75.
- (2009) 「英語における語頭の /j/ と語中の /j/ のふるまいの違い」, 『東北学院大学論集』第 154 号, 東北学院大学, 91-103.
- Tsujimura, Natsuko (2006) *An Introduction to Japanese Linguistics (Blackwell Textbooks in Linguistics)*, Blackwell.
- 上山あゆみ (1991) 『はじめての人の言語学—ことばの世界へ』くろしお出版
- 内海 淳 (1998) 「連濁は音韻規則か」, 音韻論研究会 (編) (1998) 『音韻研究 理論と実践—音韻論研究会創立 10 周年記念論文集—』開拓社, 101-104.
- Vance, Timothy J. (1987) *An Introduction to Japanese Phonology*, Albany, N.Y.: State University of New York Press.
- (2008) *The Sounds of Japanese*, Cambridge University Press.